

# 商品保証について

## 商品保証の対象・期間・内容

商品保証とは当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中に故障、損傷などの不具合（以下「不具合」といいます）が発生した場合には、まずは購入されました建築会社、工務店、販売店または当社お客様相談室に修理をご依頼ください。

## 対象商品

一般住宅用建材商品

## 保証期間

建築会社よりの引き渡し日（注 1）から 2 年間（電装部品については 1 年間）。

ただし、商品からの雨水浸入（注 2）については 10 年間。

（注 1）改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。分譲住宅（建売住宅）の場合は、建築主様への引き渡し日とします。

（注 2）保証対象の商品になります。

保証期間経過後の修理、交換などは有料といたします。

## 保証内容

取扱説明書、本体ラベルまたはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する“免責事項”を除き無料修理いたします。

なお、強風雨時にサッシ下枠に雨水がたまることありますが、これは商品上の特性であり不具合ではありません。

不具合といえる雨水浸入は、保証される使われ方において室内に雨水が流れ出たり、あふれ出したりすることです。

（詳細に関しては、総合カタログ又は取扱説明書にてご確認ください。）

- ・ お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は当社お客様相談室にお問い合わせください。
- ・ この商品保証は日本国内においてのみ適用されるものとし、日本国外に納品される商品については適用しないものとします。修理依頼のご連絡にあたっては、次のことをご知らせください。

- 1.商品名
- 2.商品記号（商品に貼付している商品ラベルでご確認ください。）
- 3.お引き渡し日（お引き渡し日が不明の場合は、竣工日またはご入居日）
- 4.建築会社、工務店、販売店社名など
- 5.破損箇所や不具合状態

## 免責事項

保証期間内でも、次のような場合には有料修理となります。

1. 当社の手配によらない第三者の加工、組立、施工、管理、メンテナンスなどの不備に起因する不具合  
(例：海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食、中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食、工事中の養生不良による粉塵の侵入に起因する異音や損傷、養生の貼りつきに起因する変色や腐食、可動部の固着など)
2. 表示された商品の性能を超えた性能を必要とする場所に取付けられた場合の不具合
3. 建築躯体の変形など商品以外に起因する商品の不具合  
(例：商品を取り付けている建物の柱などが変形すること等により発生する不具合)
4. 商品の日常の使用、機能に影響を及ぼさない部材、部品の経年変化や経年劣化  
(例：商品使用期間経過に伴う消耗、磨耗、キズ、褪色、さび、かびなど)
5. 商品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食などの不具合  
(例：塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガス、ガス給湯器の排気ガスなどが付着して起きる腐食。異常な高温、低温、多湿による不具合など)
6. 商品または部品の材料特性に伴う現象  
(例：木製品の反り、干割れ、色あせ、木目違い、節抜け、樹液のにじみ出しなど)
7. 天災その他の不可抗力またはこれらによって商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合  
(例：暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、火災、津波、噴火など)
8. 通常の生活条件下では予測することが不可能な現象、商品発売時点で実用化されている技術では予測することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた不具合  
小動物や虫などの害による不具合  
(例：犬、猫、鳥、ねずみなどの噛みキズ、引掻きキズ、害虫の詰まり等により発生する不具合)
9. 引き渡し後の操作誤り、調整不備または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合  
(例：日常のお手入れを行わないこと等により発生する不具合)
10. お客様自身の組立、取り付け、修理、改造（必要部品の取外しを含む）に起因する不具合
11. 本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合  
犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合  
(例：窃盗を目的に家に入るため商品を破壊すること等により発生する不具合)
12. 取り付け不良に起因する不具合又、配線ミスによる不具合。  
(例：水平が出ていない為の可動部の開閉不具合。配線ミスなどによる正常な動作をしないなど)
13. 電装部の保証期間を超えた異常など。  
(例：モーターからの異音、回転異常など)

## 有料でのご提供となる場合

以下に該当するものについては、保証期間内の不具合によるものであっても、別途有料でのご提供となります。

1. 本サービスの免責事項に該当する場合にかかる一切の費用。
2. お客様からお申し出いただいた不具合事象が再現されない場合における出張にかかる費用。

- 3.修理訪問時に修理をキャンセルされる場合等、お客さまの都合により、修理対応をキャンセルされた場合における出張にかかる費用。
- 4.高所・難所作業等、特殊な場所のために高所作業車等の機材を使用した場合に要する実費。
- 5.離島へ出張修理を行う場合の出張に要する実費。
- 6.保証商品に不具合が発生していない場合における確認、点検にかかる費用。
- 7.点検の結果により、保証商品に不具合が発生していない場合において予防的に部品交換を行なうための費用。
- 8.引渡後の商品の建付けや電動機構部等の調整作業にかかる費用。

### **補修用部品の供給期間について**

商品の機能を維持するために必要な補修用部品の最低供給期間は、当社における商品販売終了後 10 年間です。ただし、商品販売終了後 10 年に満たない場合でも補修用部品の供給が難しい場合は代替の商品を供給させていただくこともありますのでご了承ください。

※補修用部品には、商品の機能維持には問題のない範囲で色やデザインが異なる部品も含まれます。

補修用部品に関してご不明の点がございましたら、当社お客様相談室にお問い合わせください。

2021 年 2 月 1 日  
株式会社佐原 お客様相談室  
0191 (33) 1111